

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

南部広域行政組合公告第 2 号

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、条例第 7 条の規定により次のとおり縦覧に供する。

理事長 古謝 景春

令和 4 年 5 月 10 日

1 事業者の氏名及び住所

名 称：南部広域行政組合

代表者の氏名：理事長 古謝 景春

所 在 地：沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業

種類：廃棄物処理施設の設置の事業

規模：処理能力 エネルギー回収型廃棄物処理施設 288 t / 日（24 時間稼働）

マテリアルリサイクル推進施設 14 t / 日（5 時間稼働）

3 対象事業が実施されるべき区域

沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭 1837

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の範囲

八重瀬町、南城市、糸満市

5 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所：（1）南部広域行政組合 2 F 新炉建設準備室

（2）八重瀬町役場 1 F 住民環境課

（3）南城市役所 1 F 生活環境課

（4）糸満市役所 3 F 市民生活環境課

縦覧期間：令和 4 年 5 月 10 日（火）から令和 4 年 6 月 12 日（日）まで

（土曜日、日曜日及び閉庁日を除く。）

縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

公表の方法：ホームページ掲載

[方法書（PDF）（22.1Mb）](#)

[要約書（PDF）（6.9Mb）](#)

6 意見書の提出

方法書の内容について環境の保全の見地から意見のある者は、次に定めるところにより、南部広域行政組合理事長に対して意見書を提出することができる。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出先：南部広域行政組合 新炉建設準備室

提出期限：令和4年6月27日（月）午後5時まで

提出方法：持参又は郵送（提出期限当日消印有効）

記載事項：（1）氏名及び住所

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）方法書の名称及び環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

[意見書（様式）（word）](#)

[意見書（様式）（PDF）](#)

8 問合せ先

〒901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地

南部広域行政組合 新炉建設準備室

電話：098-998-8857